

## 中村学園大学(含む短期大学部)動物実験に関する規程

平成24年6月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)において行う動物実験について、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。)、 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を基に、科学的にはもとより、動物福祉・動物愛護・環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第50号)」、その他関係法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(1) Replacement(代替法の利用:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。)

(2) Reduction(使用数の削減:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。)

(3) Refinement(苦痛の軽減:科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・

設備をいう。

- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理するものをいい、アニマルセンター長をもってあてる。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知己視及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいい、アニマルセンター管理主任をもってあてる。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令（告示を含む）をいう。
- (14) 指針等 基本指針及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針並びにガイドラインをいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、本学において行われる、ほ乳類、鳥類及び爬虫類を用いるすべての動物実験等に適用される。その他の動物を用いる実験は、この規程に準じて行う。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 飼養保管施設及び実験室の整備
- (2) 動物実験計画の承認、審査結果の動物実験責任者への通知実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施

- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置  
(委員会)

第5条 本学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査または調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の内容(法令及び指針等並びにこの規程に適合しているか)の審査に關すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に關すること。
- (3) 動物実験の施設等の設置及び飼養保管状況に關すること。
- (4) 管理、運営に必要な組織体制の整備に關すること。
- (5) 動物実験等の安全確保、環境保全に關すること。
- (6) 動物実験等の適正な取扱い並びに法令及び指針等に關する教育訓練の内容又は体制に關すること。
- (7) 自己点検・評価、外部検証に關すること。
- (8) その他動物実験等の適正な実施のための必要な事項に關すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) アニマルセンター長
- (2) 動物実験などに優れた識見を有する者 若干名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) その他学識経験を有する者 若干名
- (5) その他学長が必要と認めた者

2 委員は学長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、委員の中から学長が指名する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の議決)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第6条第1項第1号から第4号の各号からそれぞれ1人以上出席することとする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、連携推進部において処理する。

(動物実験計画の申請)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、あらかじめ所定の様式により学長に申請し、承認を得なければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用する。

(3) 実験動物の使用数削減のため、実験目的に適した動物種、系統、性、齢などの選定、実験成績の精度や再現性にとって必要十分な実験動物の数の決定、遺伝学的及び微生物学的な品質並びに飼養条件の選択等に留意し、必要に応じて検疫も行う。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行う。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で自動的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討する。

(6) 有害な物理的、化学的材料あるいは病原体を取り扱う実験を行う場合には、安全管理に特に注意を払い、実験実施者自身の安全を確保することはもとより、飼育環境を汚染することのないよう十分に配慮する。なお、実験施設の周囲の汚染防止については特段の注意を払う。

2 動物実験計画を変更する場合には、所定の様式により学長に申請しなければならない。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行う。

(2) 動物実験研究計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守する。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮

③適切な術後処理

④適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、法令及び本学における関連規程等に従う。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保する。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の修得に努める。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行う。
- (7) 実験終了後の動物の処置は、苦痛を与えない方法によって、実験実施者自らが行うことを原則とする。
- (8) 本学アニマルセンター利用に当たっては、別に定めるアニマルセンター規程及び利用細則に従う。

(実施結果の報告)

第11条 動物実験責任者は、単年度ごとに当該実験の実施状況について所定の様式により学長に報告しなければならない。

- 2 実験計画が終了又は中止するときには、速やかに所定の様式により学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じるものとする。

(実験動物の飼養及び保管)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアル（標準作業手順書）を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

- 2 動物飼養の施設・設備及び飼養条件は、実験動物学的にはもとより、動物福祉の面からも適切なものでなければならない。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管に当たり、アニマルセンター管理主任及びアニマルセンター技術職員とともに、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、適正な給餌、給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

(健康管理)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行う。

(異種又は複数動物の飼養)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、その組合せを考慮した収容を行う。

(記録管理の適正化及び報告)

第15条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育管理、病歴等に関する記録台帳を整備、保存する。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努める。

3 管理者は、単年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告する。

(譲渡等の際の情報提供)

第16条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。

(輸送)

第17条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に務める。

(危害等の防止)

第18条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合は、速やかに関係機関に連絡する。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、事件動物由来の感染症やアレルギーなどにかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じる。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定める。

5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第19条 管理者は、関係行政機関との連携の管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を

あらかじめ定める。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に務める。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

(改善・変更・中止命令)

第21条 学長は、この規程に著しく違反した者に対し、実験動物の専門家の意見や委員会の助言を基に、実験計画の変更又は中止を命じることができる。

(教育訓練)

第22条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、適切に保管するものとする。

(自己点検・評価・検証)

第23条 学長は、委員会に毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行うものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第24条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（実験動物の飼養保管状況、自己点

検・評価の結果、外部の機関等による検証結果等) 及び飼養保管基準等の遵守状況を毎年1回程度公表する。

(準拠)

第25条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(その他の必要事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、動物実験の実施に関して必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程施行により、中村学園大学(含む短期大学部)における動物実験のための指針(平成3年5月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。